

阿賀野市告示第 2 0 5 号

令和 4 年度阿賀野市原油価格等高騰対策応援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

阿賀野市長 田 中 清 善

令和 4 年度阿賀野市原油価格等高騰対策応援給付金支給事務実施要綱
(趣旨)

第 1 条 この告示は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する市民への支援として、住民税均等割のみ課税世帯に対して、臨時的な措置として実施する、令和 4 年度阿賀野市原油価格等高騰対策応援給付金支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 阿賀野市原油価格等高騰対策応援給付金(以下「応援給付金」という。)は、前条の趣旨に基づき、阿賀野市(以下「市」という。)によって支給される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 応援給付金の支給対象者は、令和 4 年 1 2 月 1 日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。)であって、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

(1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)の規定による令和 4 年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)所得割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市民税所得割を免除された者である世帯

(2) 基準日から第 6 条第 1 項による申請書の申請日まで継続して市の住民基本台帳に記録されている世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課さ

れていない者を含む世帯

(3) 阿賀野市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「価格高騰緊急支援給付金」という。）の支給対象となる世帯

(4) 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し価格高騰緊急支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する応援給付金の金額は、1世帯あたり30,000円とする。

(受給権者)

第5条 応援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 応援給付金の支給を受けようとする者は、阿賀野市原油価格等高騰対策応援給付金申請書（請求書）（第1号様式。以下「申請書」という。）の申請により行う。

2 申請者は、応援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人としての規定による支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が応援給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状を提出する。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

(申請期限)

第8条 応援給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請書の提出期限は、令和5年2月28日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し応援給付金を支給する。

(応援給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は、この価格高騰緊急支援給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに申請書の提出が行われなかった場合、支給対象者が応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときにおいても、支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により応援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った応援給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この告示の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月30日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和 5 年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

- （1） 以下に掲げる事例であって、かつ、イの申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の応援給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。））又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

- （2） 申出者の満たすべき一定の要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）

に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合であること。（婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）

2 入所措置等が執られている障がい者・高齢者の取扱い

以下の各号のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から社会福祉課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障がい者・高齢者に支給する。

- （１） 「措置入所等障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１８条第１項若しくは第２項又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１５条の４若しくは第１６条第１項第２号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（２か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- （２） 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１０条の４第１項及び第１１条第１項の規定による入所等の措置等が執られている者（２か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

第1号様式(第6条関係)

阿賀野市原油価格等高騰対策応援給付金申請書(請求書)

阿賀野市長 様

申請日			
令和	年	月	日

受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	阿賀野市 電話 ()

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和4年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和4年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税(非課税)証明書を添付して下さい。(該当者全員) ※住民税課税(非課税)証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏 名	世帯主との続柄	個人番号	現住所と令和4年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和4年1月1日時点の住所を記載	令和4年度住民税均等割課税状況
			生年月日			
1	(世帯主)	本人		☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 均等割・所得割が課税
2			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 均等割・所得割が課税
3			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 均等割・所得割が課税
4			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 均等割・所得割が課税
5			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 均等割・所得割が課税
6			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 均等割・所得割が課税
7			明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 均等割・所得割が課税

3 振込口座(原則、1の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	店名	種目	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き下部の店名、口座番号をご記入下さい。		1普通 2当座		

裏面も必ず御確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

原油価格等高騰対策応援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 世帯の全員が、令和4年度住民税所得割非課税(均等割のみ課税)又は住民税非課税である。
- ① イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- エ 阿賀野市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象世帯ではない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年2月28日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

☐ 原油価格等高騰対策応援給付金申請書(請求書)(本書)

※ 必要事項を御記入ください。

☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。

☐ (代理人が申請・請求・受給を行う場合)
『委任状と受任者(代理人)の本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。

☐ (「現住所と令和4年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和4年度住民税課税(非課税)証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名